

12月14日

投票時間 午前7時から午後8時まで

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日に予定がある方は、12月3日(水)から12月13日(土)までの間、期日前投票ができます。
(国民審査は、12月7日(日)から12月13日(土)まで。)

あなたの声
国に届ける
大切な日



これからの福岡県のために、私たちができる**第一歩**。



これからの福岡県のために、
私たちから、はじめよう。

大好きな福岡県。

そこに集まる想いや希望。

そんなわたしたちの想いを

カタチにするのがこの一票。

この小さな一歩が

わたしたちの「これから」に

つながっていくんだね。

高田里穂

投票推進リーダー
高田里穂

4月12^(日)選挙

福岡県知事・福岡県議会議員・福岡市議会議員



午前7時から午後8時まで ※ただし、一部の投票所では投票時間が異なる場合があります。

投票日に仕事や用事、旅行などの予定がある人は、**期日前投票**ができます。

投票期間

知事選……………3月27日から4月11日
県議選・福岡市議選…4月4日から4月11日

※なお、一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が異なる場合があります。

投票時間

午前8時30分から
午後8時まで

投票場所

お住まいの市区町村の
市区役所・町村役場等に
設けられる期日前投票所

※詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会まで。

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

<http://www.40fukuoka-senkan.com/412senkyo/>

これからの福岡県のために、私たちができる第一歩。



これからの福岡県のために、
私たちが、はじめよう。
大好きな福岡県
よこに集まる想いや希望、
えんはわたしたちの想いを
カタチにするのが、この一票。
この小さな一歩が
わたしたちの「これから」に
つながっていくんだね。

高田 里穂

投票用紙リーダ
高田 里穂

4月2日(日)選挙

福岡県知事・福岡県議会議員・福岡市議会議員

この選挙について
お住まいの市区町村の
市区役所・期日前投票所
で投票用紙を受け取ります。

投票期間
午前8時から午後8時まで

投票時間
午前8時30分から
午後8時まで

知事選・市議選・県議選・福岡市議選
投票日(日)に仕事や用事、旅行などの予定がある人は、期日前投票ができます。

投票期間
3月27日から4月11日
4月4日から4月11日

投票期間
お住まいの市区町村の
市区役所・期日前投票所
で投票用紙を受け取ります。

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会
<http://www.40fukuoka-senkan.com/412senkyo/>

県知事・県議会議員選挙 啓発チラシ (表面・裏面)

4月2日(日)選挙

福岡県知事・福岡県議会議員・福岡市議会議員
午前7時～午後8時

投票上の注意

- 投票用紙を持って、入場券に記載された投票所へ行きましょう。(入場券が手元に残らない場合でも、選挙人名簿に登録された日付で投票できます。)
- 投票用紙の色は「知事選挙」が「緑色」、「県議選挙」が「白色」、「福岡市議選挙」が「黄色」です。
- 投票用紙に一人の候補者氏名だけを記入して投票してください。

※病状やけがなどで字が書けない人のために、代理投票の制度があります。利用されたい人は投票所でお申し出ください。

期日前投票

投票日は仕事

なんだけど?

- 投票日に仕事や用事、旅行などの予定がある人は、期日前投票ができます。
- 投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票のほか、潜在先の市区町村の選挙管理委員会や不在者投票ができます。事前に投票用紙等の届出が必要になります。
- 身体障害者手帳1若しくは「障害者手帳」をお持ちで一定の要件に該当する人または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。

※詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会までお尋ねください。

私は投票できるの?

以下の条件を満たしていれば投票できます

現在お住まいの市区町村の投票所や期日前投票所で投票をするためには、日本国籍で、年齢が20歳以上であること、そのほか、その市区町村に引き続き3か月以上居住し、かつ選挙人名簿に登録されている必要があります。

県知事選挙・県議会議員選挙では、現在の住所で3か月に満たなくとも、直前に住所があった市区町村が福岡県内であり、そこに引き続き3か月以上住所があった場合には、その市区町村において選挙権が認められます。詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会までお尋ねください。



ルールを守って明るい選挙

インターネットを利用した選挙運動について

- 有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画配信サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。
- 候補者や応援団体は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができません。
- 未成年者は選挙運動ができません。
- インターネットを利用した選挙運動も禁止されています。

県議会議員の選挙区 (県議会議員の選挙区及び定数の一覧表)

選挙区名	定数	市区町村名	選挙区名	定数	市区町村名
北九州市戸畑区	2	北九州市戸畑区	豊前市	1	田川町
北九州市小倉北区	3	北九州市小倉北区	藤川町	1	藤川町
北九州市小倉南区	3	北九州市小倉南区	八女市・八女町	2	八女市
北九州市若尾区	2	北九州市若尾区	筑後市	1	筑後市
北九州市八幡東区	1	北九州市八幡東区	大川市・三浦町	1	大川市
北九州市戸畑区	4	北九州市戸畑区	行橋市	1	行橋市
福岡市東区	4	福岡市東区	中津市	1	中津市
福岡市中央区	3	福岡市中央区	小郡市・三井町	1	小郡市
福岡市南区	4	福岡市南区	木刀洗町	2	福岡市
福岡市西区	3	福岡市西区	春日市	2	春日市
福岡市東区	3	福岡市東区	大野城市	2	大野城市
大牟田市	2	大牟田市	宗像市	2	宗像市
久留米市	5	久留米市	本宮町	1	本宮町
藤川町	1	藤川町	古賀市	1	古賀市
豊前市・豊前郡	2	豊前市	津久井市	1	津久井市
			うきは市	1	うきは市

投票所の場所や投票時間については詳しくは、お住まいの市区町村の広報等で確認ください。また、投票に関する不明な点があれば、お住まいの市区町村の選挙管理委員会までお尋ねください。(選挙管理委員会は、市区役所、町村役所内にあります。)

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会
<http://www.40fukuoka-senkan.com/412senkyo/>

福岡県議会議員補欠選挙 (行橋市選挙区)

投票日 **4月13日** 

投票時間 **午前7時から午後8時まで**



行橋市立今元小学校 相良 彩さん 作 (明るい選挙啓発ポスターコンクール入賞作品)

期日前投票

4月5日～4月12日

午前8時30分から

午後8時まで

その一票

あなたの明日へ

つなぐ橋

福岡県選挙管理委員会
行橋市選挙管理委員会

その一票 あなたの明日へ つなぐ橋

4月13日(日)は

福岡県議会議員補欠選挙

(行橋市選挙区)

の投票日です。

大事な投票、忘れずに！



福岡県議会議員補欠選挙(行橋市選挙区)は、行橋市の有権者の方が対象です。

投票上の注意事項

(1) 投票所へ行くとき

投票日に、あらかじめ配付されている入場券を持って、入場券に記載されている投票所へ行きますよう。

※ 入場券が届かなかかったり、入場券をなくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されているれば投票できます。

(2) 投票時間

投票当日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

当日に予定がある方は、期日前投票を利用しましょう。

投票日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票所において期日前投票ができます。

(1) 投票期間

4月5日(土)から4月12日(土)まで

(2) 期日前投票所

行橋市役所 5階 501・502会議室

(3) 投票時間

午前8時30分から午後8時まで

次のような人は不在者投票の手続きにより投票ができます。詳しくは、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

- ① 選挙期間中に出張などで他の市町村にいる人
- ② 病院、老人ホームなどに入所中の人

※ 詳しくは、行橋市選挙管理委員会へお問い合わせください。

誰でも県議会議員の選挙権があるの？

今回の県議会議員補欠選挙では、日本国民で、年齢が満20歳以上であること、ほかに、引き続き3カ月以上、行橋市の区域に住んでいることが必要となります。

また、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていない人は、投票することができません。

選挙人名簿に登録されるためには、住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている必要があります。

最近県内の他の市町村に住所を移した人について

今回の県議会議員補欠選挙では、行橋市の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に住所を移し、まだ転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合には、1回の転出に限り、旧住所地で投票できます。

この場合、いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。

投票をする場合には、あらかじめいずれかの市町村の住民票担当課に申請して交付を受けてください。

贈らない 求めない 受け取らない (三ない運動)

候補者が選挙区内の有権者に贈り物やお中元・お歳暮、差し入れ、お見舞いなど、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

また、有権者が候補者等に寄附を求めても、受け取ってはいけません。



インターネットを利用した選挙運動について

	政党等	候補者	一般有権者
ホームページ、ブログ等	○	○	○
ウェブサイトを有していた選挙運動	○	○	○
SNS(ツイッター、フェイスブック等)	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動	○*	○*	×

※ 自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。

- ◎ 昨年からのインターネットを利用した選挙運動が解禁されました。
- ◎ 未成年者(20歳未満の方)は選挙運動をする事ができません。従って、インターネットを利用した選挙運動をすることも禁止されます。
- ◎ 電子メールを利用する選挙運動は、候補者・政党等に限り認められています。
- ◎ 一般有権者は電子メールを利用して選挙運動をすることができません。

※ インターネットにより投票をすることはできません。

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会